

(抜 粋)

中小建設業の振興について 別紙 2

(昭和37年建設省発計第79号)

2 客観的事項の審査

共同企業体の経営に関する客観的事項の審査は、建設業法第27条の23第3項に基づく平成6年建設省告示第1461号（平成6年6月8日。以下「告示」という。）及び「経営事項審査の事務取扱について（通知）」（同日付け建設省経建発第136号。以下「通知」という。）に準じて行うものとし、各審査項目については次のとおり取り扱うものとする。

- (イ) 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (ロ) 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点（告示第一の二に掲げる項目について告示付録第一に定める算式によって算出した点数に基づき、通知の別紙「審査の結果を総合評点で表す方法」（以下単に「通知の別紙」という。）1の(3)の①の算式によって算定した評点をいう。）の平均値によるものとする。
- (ハ) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値（告示第一の三に掲げる技術職員について、告示第二の三に定めるところにより算出した数値をいう。）のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (ニ) その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点（告示第一の四に掲げる項目について、告示第二の四及び通知の別紙1の(5)に定めるところにより算定した評点をいう。）の平均値によるものとする。

4 客観点数及び主観点数の調整（平成18年10月5日一部改正）

經常建設共同企業体の客観的事項の審査及び級別格付を行うに当たって、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認め

られる経常建設共同企業体については、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び主観的事項について算定した点数（以下「主観点数」という。）を10%を基本に合理的と認められる範囲でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、客観点数及び主観点数の調整は行わないものとする。